

二重債務問題の早期救済対策の実施に関する意見書（案）

東日本大震災の被災地において、その暮らしや経済を支えてきた水産業、農業、商工業や中小企業などの産業の復興なくしては、被災者の生活基盤の回復はあり得ない。

宮城、岩手及び福島の前3県では、震災の影響による失業者数は10万人を超え、工場、店舗、農地などが被災したことで収入の途絶えた自営業者も多数存在する。3県沿岸部では、企業や個人による金融機関からの借入総額は約2.8兆円にも上っており、被災企業等の多くは、もう一度立ち上がろうとしても、これまでのローンに加え、新たなローンを抱える二重ローン状態になってしまう。

こうした被災者の生活基盤の回復を図るためには、マイナスからではなく、せめてゼロからのスタートが切れるよう二重、三重のローンの重荷を取り除くことが急務である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、二重債務問題の救済対策を早急に実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
経済産業大臣	
金融担当大臣	